

---

タイにおける

# 著作権侵害対策

---

ハンドブック

---

平成 24 年 3 月  
文化庁

---

### 【本ハンドブックについて】

本ハンドブックは、情報提供のみを目的としております。権利執行等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。掲載した情報は、平成 23 年 12 月時点で把握しているものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

## 第 I 章 タイにおけるコンテンツ産業と著作権侵害の状況

本章では、タイにおけるコンテンツ侵害の現状を概観した上で、それぞれの侵害の状況を整理します。特に、侵害の状況については、映画、アニメ、マンガ、キャラクター、テレビ番組（実写）、ソフトウェア／ゲームソフト、音楽の類型毎に主な侵害態様を取り上げます。また、これらの侵害に対する政府や民間業界の取り組みについても触れます。

### 1. タイにおけるコンテンツ侵害の現状

タイのコンテンツ産業における侵害の現状を教えてください。

タイにおいて、コンテンツに関する著作権者を保護する法制度は整備されており、タイ政府によって知的財産権に対する意識向上のための取り組みもなされています。これらの法制度や政府の取り組みについては本章「3. 民間業界における著作権侵害への取組み」で説明します。

それにもかかわらず、海賊版光ディスクの製造及び流通、インターネットにおける海賊版の違法ダウンロード（第 III 章で説明します）、ケーブル及び衛星信号の窃盗等あらゆるコンテンツの著作権侵害行為がタイ全土であふれています。

映画業界では劇場映画の盗撮が急増しており、海賊版光ディスクの製造は正当な著作権産業が確立されることに対する主要な障害の一つであると報告されています（もともと、これに対処するための近時の取組みは本章「3. 民間業界における著作権侵害への取組み」で説明する光ディスク製造法 B. E. 2548（2005 年）を通して行われています。）。

タイにおける著作権侵害による損害は拡大しており、その侵害の程度は依然としてアジア地域において高い水準にあります。例えば、ビジネスソフトの違法コピーによる損害額は 2008 年の 335 百万アメリカドルから 2009 年には 367.8 百万アメリカドルに達し、違法コピー率も 2008 年の 76 パーセントから 2009 年は 77 パーセントに上昇しており、その多くがアジア地域における中央値を上回っています<sup>2</sup>。

世界経済の低迷とともに、著作権侵害行為がタイの創造産業を荒廃させていま

<sup>2</sup> 国際知的財産権連盟（IIPA）『2010 年版スペシャル 301 条報告書』321 頁。同報告書は、毎年公表され、タイにおける著作権侵害に関する最も包括的な研究です。タイでは、一般に公開されている統計が多くないことから、本ハンドブックの統計値の多くはこれに依拠しています。

す。2008年には、正規の音楽製品の店舗販売は40パーセント減少し、レコード会社の中には、従業員を解雇し、さらには廃業した会社もあります。2009年には正規の音楽製品の店舗販売はさらに17パーセント減少しています<sup>3</sup>。

また、海賊版商品の流通も依然としてタイの重要問題であり、海賊版商品は、路上、小売市場及びショッピングモールで多く見かけられます。スクンビット、シーロム、プラトゥーナム、ラムカムヘン、バンランプー、パッポン等のバンコクの観光地区及びプーケット、サムイ島、パタヤ、チェンマイ、クラビ等の観光地では各種の海賊版光ディスク（MP3、オーディオディスク、CD、DVD、VCD、ブルーレイディスク、中国からの輸入CD等）が並べられており、また、バンコクの大型ショッピングセンターの多くでも海賊版商品が陳列されています。海賊版商品を取り扱う個人の路上店舗の閉鎖等部分的には法執行の取り組みが成果を挙げていますが、多くの業者がインターネット販売に切り替えるといった対抗策を講じています。

タイ政府による近時の取り組みにもかかわらず、海賊版光ディスクの製造は依然として深刻な問題です。海賊版光ディスクの工場生産は減少の兆候もありましたが、より高い水準の模造行為並びにインターネット上あるいは携帯機器による違法コピー及び出版物等の違法コピー等の他の形式の著作権侵害によって成果は帳消しになっており、これらの一部には輸出されるものも含まれています。タイは、中国、台湾、香港とともに海賊版コンテンツの有数の輸出国であり、海賊版光ディスクは国内流通だけを目的として製造されているわけではありません。他方で、これに関連して、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）は、タイが輸出だけではなくタイ・マレーシア国境経由で中国から海賊版CD等を輸入していると伝えています。

王立タイ警察の経済犯罪取締部（ECD）及びテクノロジー犯罪取締部（TCSD）並びに特別捜査局（DSI）は、取締りを求める著作権者に応えて刑事手続上の強制捜査を実施することで権利保護を支援してきました。しかしながら、これらの取締りは、ショッピングモールの経営者や製造施設よりも小売店のような小規模な事業者を主たる対象としており、したがって全体の違法コピー率や損害への影響はごく限られたものとなってきます。例えば、2011年1月12日にラチャブリ県のある市場で実施された強制捜査では、6万5000点以上の海賊版映画、音楽、カラオケディスクが押収され、著作権侵害者らも検挙され著作権侵害で起訴されました。このような強制捜査はプーケット県パトンやノンタブリー県でも実施され、相当数の侵害品の押収と検挙を記録しています。しかしながら、これらの取

---

<sup>3</sup> 国際知的財産権連盟（IIPA）・前掲注1・321-322頁。

り組みにもかかわらず、当該地域ではなお海賊版商品が流通しています。

タイの著作権者及び日本を含めた多くの海外の著作権者がタイにおいて著作権侵害の被害を受けており、特に日本の音楽、映画、マンガの海賊版はごく普通に商品として陳列されており、生産され続けています。

映画に関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

映画は著作権法（本章「3. 民間業界における著作権侵害への取組み」で説明します）において「映画の著作物」（cinematographic work）や「映画」（film）に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。映画の海賊版 CD、DVD 及び VCD はおそらく最もありふれた著作権侵害であり、製造販売が続けられています。海賊版映画は観光地やバンコクの大型ショッピングセンターにおいて依然としてよく見かけられます。

劇場における映画全編の盗撮も増加しています。国際知的財産権連盟（IIPA）『2011 年版スペシャル 301 条報告書』によれば、アメリカ映画全編の違法盗撮の認知件数は 2009 年から 2010 年にかけて 48 パーセント増加したと記されています<sup>4</sup>。

映画の著作権侵害は、シグナル・パイラシーによっても行われています。シグナル・パイラシーとはケーブル及び衛星放送で放映された映画やテレビ番組を無許可で転送・再送するものです。国際知的財産権連盟（IIPA）によれば、シグナル・パイラシーは特にバンコク以外の地域で根強くはびこっています。

国際知的財産権連盟（IIPA）によれば、インターネットや携帯機器を利用した映画の著作権侵害は 2010 年以降急増しており、この問題については第 III 章で取り上げます。インフラの急成長とプロバイダ料金の低廉化により、多くのタイ国民が、インターネットにアクセスし、著作物をダウンロードによって提供するウェブサイトを開設することが可能になりました。タイでは P2P 及びディープリンキングサイトが普及しており、著作権侵害者が映画をアップロードし容易にダウンロードできるように流通させることを可能にしています。タイにおいて映画はビットトレントインデックスサイト、トラッカーサイト、電子掲示板、ソーシャルネットワークサイト、ブログ及びサイバー・ロッカー等を通じて入手しやすいものとなっています。

<sup>4</sup> タイ政府及び経済犯罪取締部（ECD）は、この問題に対処する格別の処置を講じられておらず、映画盗撮防止法案の審議も行き詰まっています。

アニメに関するコンテンツ侵害の実態と代表的な被害の実例を教えてください。

アニメは、著作権法において「美術的著作物」(artistic work)や「映画」(film)に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。映画と同様、アニメについても、海賊版 CD、DVD 及び VCD が製造販売されており、タイの観光地やバンコクの大型ショッピングセンターにおいてよく見かけられます。

マンガに関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

マンガは、著作権法において「美術的著作物」(artistic work)や「文芸の著作物」(literary work)に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。違法コピー及び無許可翻訳が「文芸の著作物」のコンテンツ侵害としてよく用いられる方法ですが、報告されている限りでは「文芸の著作物」の侵害は、マンガやその他の文芸作品ではなく、教材に関するものが大部分を占めています。

キャラクターに関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

キャラクターは、著作権法において「美術的著作物」(artistic work)や「文芸の著作物」(literary work)に分類されると考えられ、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。キャラクターに関するコンテンツ侵害は、映画、音楽、ソフトウェア等のコンテンツ侵害ほどに報告されているわけではありません。

キャラクターに関する著作権侵害が問題となった有名な事例としては、ウルトラマンの利用権に関する株式会社円谷プロダクションとタイの制作会社であるチャイヨー・プロダクションの法的紛争が挙げられます。この事件はタイの法制度において著作権侵害に関する法的紛争がどのように処理されるかを示す顕著な例です。この事件は10年以上前に提起されたものであり、タイの最高裁判所が円谷プロダクション勝訴の判断を示すまで様々な論点が争われましたので、その全てを詳述することは本ハンドブックの範囲を超えていますが、訴訟の経過は概ね以下のとおりです。

チャイヨー・プロダクションは、円谷プロダクションとの契約に基づき、債務の支払に代えてウルトラマンキャラクター及びウルトラマン作品に関する日本以外の国での独占的利用権を取得したとしてこれに関連するビジネスを展開していました。これに対して、円谷プロダクションが同契約が無効であると主張してタイにおいて訴訟を提起しました。

第1審の知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）では、2000年4月、チャイヨー・プロダクションを創設した代表者勝訴の判決が下されました。

一方で事態をさらに複雑にさせたのは法廷闘争の間にチャイヨー・プロダクションが独自のウルトラマンキャラクター（ウルトラマンミレニアム、ダークウルトラマン及びウルトラマンエリート）を制作したことです。これらのキャラクターはステージショーとグッズ販売に使用されました。さらに、チャイヨー・プロダクションは、プロジェクトウルトラマンという中国での合弁事業において、これらのキャラクターのテレビシリーズも制作しました。

円谷プロダクションは2006年にチャイヨー・プロダクションの新ウルトラマンキャラクターに関して著作権侵害と盗用を理由に同社に対して新たな訴訟を提起しました。2007年4月、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は、円谷プロダクション勝訴の判断を下し、チャイヨー・プロダクションに対し、独自のウルトラマンキャラクターを使用したビジネスの停止及びオリジナルのウルトラマンキャラクターの使用停止を命じました。ただし、同判決ではチャイヨー・プロダクションの初期のウルトラマンシリーズの利用権が認められました。

円谷プロダクションは2000年4月の知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）判決に対しタイの最高裁判所に上告し、同裁判所は2008年2月に同社勝訴の判決を下しました。タイの最高裁判所は、上記契約に係る契約書が偽造であると判断しました。そして、円谷プロダクションがウルトラマンキャラクター単独の著作権者であり、チャイヨー・プロダクションの代表者はウルトラマンの共同創作者ではないと判断し、代表者に対してウルトラマンのキャラクタービジネスの停止と損害賠償金1070万タイバーツ及び訴訟提起日である1997年12月16日から支払済みまで年7.5%の割合による利息の支払を命じました。

なお、同紛争は日本の裁判所においても審理され、国際裁判管轄の有無等が争点となっています。東京高等裁判所平成15年12月10日判決裁判所HPでは、タイの最高裁判所の判断とは異なり、上記契約書は真正に成立したものと判断されています。

テレビ番組（実写）に関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

テレビ番組は、著作権法において「映画の著作物」(cinematographic work) や「放送の著作物」(broadcasting work) に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。映画と同様、テレビ番組（主としてアメリカの番組）についても、海賊版 CD、DVD 及び VCD が製造販売されており、タイの観光地において容易に見つけることができます。テレビ番組のコンテンツ侵害もまたケーブル及び衛星放送のシグナル・パイラシーやインターネットを介しても行われています。

アジア・ケーブル及び衛星放送協会 (CASBAA) は、タイにおけるテレビ番組の著作権侵害に関して填補されるべき純損失は 2010 年で 241 百万ドルを超えると推定しています。

ソフトウェア／ゲームソフトに関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

ソフトウェア及びゲームソフトは「文芸の著作物」(literary work) や「コンピュータ・プログラム」(computer program) に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。ゲームやその他のコンピュータ・プログラムに関する海賊版ソフトウェアはタイにおいて製造され、有体物として又はインターネットを経由して流通しています。国際知的財産権連盟 (IIPA) によれば、タイにおいてソフトウェア産業に最も損害を与えているのは、職場におけるライセンスを受けていないソフトウェアや海賊版ソフトウェアを使用することであり、2010 年のタイのパソコンソフトの違法コピー率は 73 パーセントと推定されています。ビジネスソフトやゲームソフトを記憶した海賊版ディスクを観光地で見かけることは多くありませんが、バンコクの多くの大型ショッピングセンターでは普通に見かけられます。海賊版ソフトウェアが店頭販売時にコンピュータに搭載されていることもあります。



音楽に関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

音楽は、「音楽の著作物」(musical work) や「録音(物)」(sound recording) に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。海賊版音楽 CD もタイにおいて製造販売されており、依然として観光地や大型ショッピングセンターにおいて容易に見つけることができます。映画やテレビ番組のコンテンツ侵害と同様、インターネットを通じて行われる音楽のコンテンツ侵害も深刻さを増している問題です。タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会(TECA)によれば、有体物の海賊版音楽は減少しており(MP3形式の音楽ファイルを編集したCDのみ現在も流通しています)、インターネットや携帯機器を利用したデジタル形式の海賊版にとって代わられています。タイだけでも違法音楽ダウンロードを提供するウェブサイト数は4000を超えると推定されています。

## 2. タイ政府による著作権侵害対策

タイ政府は著作権侵害に対してどのような対策をしていますか。

タイは、著作権を承認し著作権侵害から保護するための重要な法律を有しており、また、知的財産権侵害問題全般を処理する機関を設立しています。タイにおける創造的かつ芸術的著作に関する権利を保護する主要な法律は著作権法 B. E. 2537 (1994 年) (改正著作権法) です。著作権法の具体的な規定については本ハンドブックにおいて必要に応じて説明します。

その他にタイにおける海賊版製造対策に取り組むために重要な法律は光ディスク製造法 B. E. 2548 (2005 年) (ODPA) です。同法は、確認されている全ての光ディスク製造施設を規制すること及び地下施設での製造を停止させることを目的としており、製造業者に知的財産庁 (DIP) への報告と機械設備及び生産ディスク枚数の登録を義務付けるとともに、追跡のためにディスクに記号やコードを記入することも義務付けています。同法に基づき政府職員は法令を遵守しているか調査するために製造施設に立ち入る権限を有しており、同法違反に対しては 100 万タイバーツ以下の罰金と 5 年以下の懲役が科されます。

タイ政府は、タイにおけるタイ映画及び海外映画の製作需要の高まりを受けて、映画の著作権侵害問題に間接的に取り組むために、近時、映画ビデオ法 B. E. 2551 (2008 年) (FVA) を改正しました。タイでは、同法に基づき、映画の製作、評価又は配給を監査するための映画映像検閲機構が設立されており、同機構は、具体的には、映画がタイで上映、貸出、交換又は販売されるべきかの調査と評価、映画の広告の許可、タイでの海外映画の撮影の取締り、タイの評価システムに基づく映画の検閲等の活動を行っていました。この映画ビデオ法の改正により、映画供給業者は、タイで DVD を販売、交換、又は貸出することに関し許可を取得することを義務付けられました。これにより、警察は著作権者からの申立てがなくても無許可業者を逮捕することができます。加えて、映画の内容表示に関する必要事項もより厳しくなっており、改正映画ビデオ法に従わなかった場合には 50 万タイバーツ以下の罰金及び 1 日につき 1 万タイバーツの追加の罰金が科されます。

これらの法律に加え、知的財産権侵害全般や著作権侵害を重点的に取り扱う様々な政府機関が存在します。

主要機関として、知的財産・国際貿易裁判所 (IPIT 裁判所) が挙げられます。同裁判所は、著作権、商標、特許等の知的財産関連事件を取り扱う第一審裁判所

です。知的財産庁（DIP）は、商業省が管轄する政府機関であり、タイの著作権侵害問題に対処するための政策展開及び法執行の役割を担っています。知的財産庁（DIP）は主として他の政府機関や民間団体と協調して、著作権者の権利強化、政策の策定、著作権に関連する法律に関する一般的な助言（インターネット上の著作権侵害を対象とするものが増加しています）、著作権の重要性に関する啓蒙活動及び著作権侵害と法執行に関する統計データベースの整備を担っています。また、知的財産庁（DIP）は著作権法の改正やその他の新法制定に関する助言でも重要な役割を担っています。加えて、最近、知的財産庁（DIP）は83億タイバーツの予算をIP調整センターの設立に配分しました。これは、著作権侵害の抑止に関連する全ての執行機関（経済犯罪取締部（ECD）、テクノロジー犯罪取締部（TCSD）、特別捜査局（DSI）、タイ検察庁、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）等）をつなげることで、著作権侵害により損害を受けた者の便宜のためにワン・ストップ・ショップとして効果的に機能しようとするものです。また、著作権法は、規則制定に関する助言、局長の命令に対する不服申立ての判断、著作権者等の団体の奨励及び支援を行う官民双方の委員からなる著作権委員会の設立を要求していますが、現在、著作権委員会は、知的財産庁（DIP）の一部として著作権会議という形で存在しています。

撲滅作戦といったような人目を引くキャンペーンは定期的にタイ当局により行われ、大量の製造機器と何百万もの海賊版ディスクの押収に成功しています。政府はまた、国の著作権侵害に対する法執行を優先的に行う「危険地帯」及び「要注意地帯」という対象地域をリスト化しました。法務省の部局である特別捜査局（DSI）と王立タイ警察も経済犯罪取締部（ECD）の下でキャンペーンが効果を上げるように支援しています。

業界団体も独自に著作権侵害対策を実施しており、例えば、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）は、2011年1月から10月において、経済犯罪取締部（ECD）に働きかけ、148回の強制捜査を行いました。タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）によると、この間だけで、音楽の著作権侵害者に5200万タイバーツを超える損失を与えたと推定しています。

このような対策は、タイが著作権の保護に真剣に取り組んでいることを示していますが、国際知的財産権連盟（IIPA）は、執行への取り組みが不十分で抑止力のないものと考えています。また、著作権者の利益のために厳正な法執行を行うことに対しては、タイの大多数の国民が不満を抱いているのが現状です。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は規定にしたがって著作権侵害者を罰していますが、量刑や罰金額はしばしば厳しくないものになっています。その結果、タイは、知的財産権の適切かつ効果的な保護又は知的財産権を信頼する米国民へ

の公平公正な市場参入を提供していない国として、米国のスペシャル 301 条報告書において優先監視国に指定された 12 か国のうちの 1 か国となっています。

著作権侵害対策に関する法改正の動向はどうなっていますか。

著作権侵害対策を完結させるにあたって未解決の重要な立法があります。特に、一連の問題に関する著作権法の改定案がありました。これらの改正案が直ちに可決される可能性は低いと考えられています。改正項目としては、WIPO インターネット条約の国内実施、製造業者や販売業者の対極にある海賊版商品の使用者の民事責任及び刑事責任、インターネットサービスプロバイダの責任規定、技術的保護手段と違反者への罰則に関する規定並びに著作権法で使用される定義の変更が挙げられます。

また、劇場映画の盗撮に対する立法は、2010 年に内閣において大筋で承認され、法制委員会に提出されました。法制委員会は、著作権法の罰則規定により対応できると主張しており、現在、知的財産庁（DIP）が同案の問題点に関して再審議するために小委員会を立ち上げました。

地主／家主責任法案は、侵害行為のための物理的空間ないしデジタル空間を提供する者にも責任を負わせるために起草されました（要するに、インターネットサービスプロバイダを含めた著作権侵害者の地主／家主は彼らの敷地内／建物内で行われる著作権侵害行為に対して責任を負うこととなります。）。同法案は内閣に提出されましたが、さらなる考慮が必要であるとして商務省に戻されました。その後、さしたる理由も明示されないまま同法案は否決されました。知的財産庁（DIP）は、現在、別の選択肢として、インターネットサービスプロバイダ責任に特化した法案を準備しています。

また、財務省は、近時、税関当局が輸送中の物品を押収することを認める関税法の改正を承認しました。この法案は内閣によって承認され、審査のために法制委員会に提出されました。

さらに、知的財産庁（DIP）は、コンピュータ犯罪法を改正して知的財産権の侵害を同法所定の犯罪に含めるよう提案しています。同法によれば、当局は知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）にウェブサイトの閉鎖を申請できます。

また、具体的な立法を超えて、タイは「創造的経済戦略」を実施しており、知的財産権に関する国民の意識を高め、また、知的財産権に関する教育計画を支援するために創造的経済に関する国家委員会を設立しています。

著作権保護に関する国際協力への取組みについて教えてください。

タイは、ベルヌ条約の加盟国であり、世界知的所有権機関（WIPO）や世界貿易機関（WTO）の加盟国でもあります。また、過去数年間で特許協力条約やパリ条約にも加盟しました。ただし、WIPO 著作権条約（WCT）及び WIPO 実演・レコード条約（WPPT）にはいまだ批准していません。WTO の加盟国となった結果、タイは知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）に拘束されます。

知的財産権の保護と執行に関する世界の状況をまとめた 2011 年版スペシャル 301 条報告書の中で、米国は、タイ政府の上級職員が知的財産権の保護と執行を引き続き改善する旨の誓約をしたことを歓迎すると表明しました。タイと米国は、タイ・米国創造的パートナーシップ協定といわれる連携を構築しており、知的財産問題はこの連携により取り組む問題の 1 つとなっています。しかしながら、この連携から知的財産問題に関する明確な提案や指令はいまだ発せられていません。

2007 年、タイと日本は、日本・タイ経済協力協定を締結しました。日本・タイ経済協力協定第 10 章は知的財産権全般（及び TRIPs 協定で規定されている事項の多く）を取り扱っており、第 133 条が著作権及び関連する権利について規定しています。第 122 条において日本とタイは、「・・・知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。」ことを合意しています。

また、両締結国は、TRIPs 協定、ベルヌ条約並びにパリ条約第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条に定める義務を履行することについての約束を再確認しています。日本・タイ経済協力協定のその他の条項では、自国民に与える待遇を他方の締結国の国民に与えること、知的財産に関する行政上の手続の簡素化及び調和、知的財産の保護についての啓発と権利行使（民事的救済と刑事的制裁を含む）を促進することが要求されています。また、日本・タイ経済協力協定は、第 10 章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと及び知的財産の保護を強化する方法等を討議するために知的財産に関する小委員会を設立することも求めています。

### 3. 民間業界における著作権侵害への取組み

タイにおいて蔓延する著作権侵害に対抗するために現地の又は国際的な業界団体が行っている活動は報道発表やマスコミ報道によって知ることができます。著作権侵害撲滅運動を積極的に実施している国際的な団体としては、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）、国際レコード産業連盟（IFPI）、米国映画協会（MPAA）が挙げられます。また、著作権の執行に活動的な国内の業界団体としては、タイソフトウェア産業協会（ATSI）、タイ映画協会、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）等があります。

映画業界では著作権侵害に対してどのような活動をしていますか。

タイには映画産業に関する多くの団体があり、タイ映画監督協会（TFDA）、タイ映画協会（MPA）、タイ・エンターテインメント産業協会（TENA）、タイ映画協会連盟（NFTFA）等が含まれます。

その1つであるタイ映画協会連盟（NFTFA）は1991年に設立され、著作権侵害行為を停止させ、又は防止する方法を確立することが目的の一つとされています。ただし、著作権侵害に対してどのような活動を行っているかは必ずしも明らかではありません。私企業においては、著作権侵害に対してより毅然とした対策を講じているところもあります。

タイ映画協会（MPA）は米国映画協会（MPAA）の海外を管轄するモーション・ピクチャー・アソシエーションによって1997年に設立されました。タイ映画協会は、2005年、王立タイ警察トンロー警察署の警察官とともにバンコクにある海賊版とポルノの光ディスク製造販売施設に強制捜査を実施しました。これにより4名を検挙し48台のDVD-R作成機と3万1400枚の海賊版DVDを押収しました。同年だけでタイ映画協会は刑事訴追に至った1000件以上の事件に関して政府当局や警察官を支援しています。さらに、最近では、知的財産庁（DIP）とともに盗撮防止キャンペーンを行い、映画産業における著作権侵害への意識を高める最良の広告活動だったとして表彰を受けています。王立タイ警察による海賊版光ディスクの製造工場に対する強制捜査にも引き続き協力しています。また、タイ映画協会はタイの映画業界が行っているタイにおいて世界知的所有権の日を推進する取組みをしていることを賞賛しています。

テレビ番組業界では著作権侵害に対してどのような活動をしていますか。

テレビ番組業界には、著作権侵害に対する大きな活動はありません。

タイ・テレビジョン・プール（TPT）はタイ政府が設立し運営している協会であり、タイ全土での無料放送の配給を監視しています。そのメンバーは、いくつかのケーブル局とタイで無料視聴できる主要局で構成されています。タイ・テレビジョン・プール（TPT）は、タイの地元チャンネルで海外番組を放送できるよう海外番組の著作権者と調整する等の活動を行っていますが、そのような番組の著作権侵害に対する活動は特に行っていないようです。

アニメ・ゲーム業界では著作権侵害に対してどのような活動をしていますか。

タイ・アニメーション・CG協会（TACGA）は2006年に設立され、ICT省、商務省及び工業省から強い支援を受けています。タイ・アニメーション・CG協会（TACGA）には50人以上の法人会員と数百の個人会員が所属し、主として展示会、受賞式展又はその他のイベントを通じて創造産業としてのアニメを促進させることを目的としています。タイ・アニメーション・CG協会（TACGA）は、著作権侵害への対応に重点を置いているわけではありませんが、前述した「創造的経済戦略」を実施するイベントには参加しており、同戦略では、知的財産権に関する国民の意識を高め、また、知的財産権に関する教育計画を支援することにも重点が置かれています。

音楽業界では著作権侵害に対してどのような活動をしていますか。

タイの音楽業界には主として海外音楽の著作権管理を行う団体が3つあります。ミュージック・コピーライト・タイランド（MCT）、フォノライツ（Phonorights）、そして、これら2団体の共同出資によって設立されたMPCミュージック（MPC）の3団体です。これら3団体に関しては第IV章「11. タイにおける著作権の集中管理」で説明しますが、いずれの団体も積極的に著作権侵害に対して対処しているわけではありません。

他方で、タイにおける主要な音楽の著作権者は、著作権侵害に対抗するための取組みに積極的に関与しています。とりわけ、RSプロモーション、GMMグラミー

及びソニー・ミュージック・タイランドは、前述の撲滅作戦のような注目を浴びる強制捜査に関連して経済犯罪取締部（ECD）と連携しています。

また、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）は、タイにおけるトレントトラッカーサイトやサイバー・ロッカーの利用取締りに取り組んでいます。

音楽産業における著作権に関する侵害は、海賊版音楽の製造販売だけでなく、著作物のロイヤルティの徴収の面でも起こっています。特にカラオケパーラーや他の娯楽施設を運営する民間企業は、著作権者でない者が当該娯楽施設で流れている音楽の著作権者を装ってロイヤルティの支払を不当に要求してくることがあると訴えています。

確かに、タイにおいては、音楽の著作権を管理する団体の設立手続等は決められていないことから容易に設立が可能であり、設立された団体により強引なロイヤルティの徴収、場合によっては不当なロイヤルティの徴収が行われている状況にあります。これに対応するために、管理団体の設立等についての規定を著作権法に盛り込む動きはありましたが、特に海外の著作権者からの強い反対を受け、成立には至りませんでした<sup>5</sup>。代わりに、当面の措置として、商務省が、音楽の著作権に基づくロイヤルティを商品役務価格法所定の商品又は役務に指定し、同法に基づく規制をしています。すなわち、ロイヤルティを徴収しようとする団体は、商務省事業開発局（DBD）の手続に従い法人を設立した後、遅くともロイヤルティを徴収する45日前までに商務省国内取引局（DIT）が管轄する商品役務価格中央委員会（CCP）に対して当該法人（又はその会員）が著作権を有する全楽曲のリスト及びそのロイヤルティ率の届出を行う必要があります。商品役務価格中央委員会は、国内取引局によって商品役務価格法に基づき設置され、音楽著作権に対するロイヤルティを含めた指定商品及び指定役務の価格を統制する権限を有しています。

---

<sup>5</sup> 著作物に関しロイヤルティを徴収しようとする者に対し、事業を法人組織とし、徴収会社（collecting company）と呼ばれる有限責任会社を設立すること、さらに法改正により設立される委員会から許可を得ることを義務付ける著作権法改正案が提案されましたが、海外の著作権者に対してロイヤルティを徴収する新しい徴収会社の設立を要求するものであるため、これらの企業等からの反対を受け、成立には至りませんでした。